

2026年分 岩手県内共通遊漁承認証発行要領

〈 岩手県内水面漁業協同組合連合会 〉

1. 共通遊漁料金

魚種	遊漁料(税込)	
	個人	団体・組合*
あゆを含む全魚種	24,000円	21,600円
雑魚	17,000円	15,200円

*当連合会に登録している遊漁団体・会員漁協が対象。

【申込書郵送先】

〒020-0023 岩手県 盛岡市内丸 16-1 水産会館5階

岩手県内水面漁業協同組合連合会

電話 019-623-8712 FAX 019-623-8713

2. 発行開始年月日

2025年12月22日(月)

3. 申込の受付時間等

受付時間	平日(月~金) 午前9時から正午、午後1時から午後3時
受付休業日	土、日曜日、祝日、冬季休業(12月27日~1月5日) 夏季休業(8月8日~8月16日) その他当会指定日(都合により、記載したほかにも臨時休業になる場合があります)

4. 承認証の申込方法

①遊漁料金をお振込み後、本会所定の「申込書」に必要事項をご記入のうえ、「顔写真」1枚を添付し、
郵送にてお申込みください。窓口での即日発行(紛失再発行含む)は行っておりません。

【個人】での申込のみ、郵送に加え、当会ホームページの専用フォームからメールでも申込可能。

②「顔写真」は、免許証サイズ(タテ3cm×ヨコ2.4cm)、カラーまたは白黒で、原則として6ヶ月以内に撮影したものとします。顔写真の裏面には氏名を記入してください。顔写真は、汚れ・傷等で不鮮明、サングラス・マスクをしている、帽子等の影で顔・目が見えない、アプリや装飾品等を使って、変装・仮装・加工・合成したものは受付出来ませんのでご注意願います。

③遊漁料金のお振込は、下記指定口座へお願いします。現金、現金書留郵便は受付しておりませんのでご了承ください。

なお、恐れ入りますが振込手数料はご負担をお願いいたします。

	金融機関名	口座番号	口座名義
振込先 金融機関	岩手銀行 県庁支店	普通預金 1075506	いわてけんないすいめん 岩手県内水面 ぎょぎょうきょうどうくみあいれんごうかい 漁業協同組合連合会

5. 団体・組合での申込みに関する留意事項

団体の会員または本連合会会員漁協の組合員については、本会所定の「申込書（団体・組合用）」に団体長または組合長名を記名押印し、「申込合計書」を添付のうえお申込みください。

※団体・組合扱いで、個別による漁連への直接申込（紛失再発行含む）は、トラブルの原因となるため、必ず団体・組合にてとりまとめたうえで申込願います。

6. 承認証の発行

①承認証の発行は原則として**申込受付順に行い、約1週間後の発送**となります（送料当会負担）。

※毎年2月の申込は、3月1日の渓流釣り解禁日に合わせて申込が集中し、発送までに約10営業日かかるため、余裕を持ってお申込ください。書類等の不備がある場合は、確認が取れるまで発行手続ができませんので、ご注意願います。

②**承認証を紛失した場合は、遊漁料の半額で再発行**します。再発行の場合、改めて「申込書」を記入いただき、「顔写真」1枚を添付してお申込みください。

団体の会員または本連合会会員漁協の組合員からの、個別による漁連への直接申込は不可。所属の団体長または組合長を通してお申込ください。

再発行後に、紛失した承認証が見つかった場合でも返金対応はいたしません。

③承認証を「雑魚」から「全魚種」に変更することは出来ません。新規扱いでの申込になります。

④承認証は、**3月1日の渓流釣り解禁日以降の払い戻しは行いません。**

7. 承認証利用の注意事項等

①遊漁に際しては、各漁協の遊漁規則を遵守し、**承認証入りの腕章（写真の貼っていないものは無効）を必ず身につけてください。**これに違反すると単協遊漁料（加算金を含む）を徴収されます。

②共通遊漁制度に加入の各漁協は、各単協遊漁券の販売に当たり、様々な優遇制度を設けておりますが、**岩手県内共通遊漁承認証につきましては、割引制度はありません。**

③共通遊漁承認証が利用できない河川は、**零石川（上流部）、岩洞湖、米代川、津軽石川（宮古市の区域）、普代川、有家川**などとなります。

④共通遊漁承認証は、**特別漁場、特設漁場、つかみどり漁場での利用はできません。**別途料金を納入する必要がありますので、各漁協に直接お問い合わせください。

⑤各漁協では、**稚あゆの繁殖保護のため、川止め（禁漁措置）**をすることがありますので、あゆの解禁日前に渓流釣りをされる方は、**各漁協に直接、禁漁区域等をお問い合わせのうえお出かけください。**

⑥野生鳥獣に関する事故防止のため、釣りシーズンと重なる狩猟期間（地域）、クマの出没情報などを確認し、安全な釣りを心がけてください。

⑦共通遊漁制度に加入の各漁協では、管理する河川における遊漁について「遊漁規則」を定めています。詳細は、「内水面遊漁のルールとマナー」もしくは当会ホームページをご参照ください。

8. 個人情報の管理

当連合会では、共通遊漁承認証を購入された方の個人情報は、「共通遊漁承認証の発行等に関するご本人との連絡」のために使用し、他に漏洩することのないよう厳重に管理・保存いたします。また、ご本人の承諾なしに第三者に開示することはありません。